

5.発生時の対応

5-2.面会制限・入館者管理

平常時の面会制限

1. 平常時より新型コロナウイルス感染症の流行状況による施設内での対応を決定しておく
2. 決定する際に参考となる指標
 - 1) 愛媛県感染対策警戒レベル
 - 2) 地域の発生状況
3. 病院と併設している施設は、病院の感染専門家と常に状況共有し、事前に対応について相談する
4. ポスターやHPで周知をしておく

愛媛県感染対策警戒レベル

愛媛県感染対策警戒レベル	面会についての事項
感染縮小期	福祉施設の面会 一律に制限するのではなく、施設等の特性を踏まえ、施設長の判断のもとで実施
感染警戒期	福祉施設の面会 一律に制限するのではなく、施設等の特性を踏まえ、施設長の判断のもとで実施
感染警戒期～特別期間～	医療・高齢者施設の面会制限 (施設長等の判断による) 医療・高齢者施設の感染対策の再点検
感染対策期	医療・高齢者施設の面会制限 (施設長等の判断による)

※面会時はPCRでの陰性証明が必要(R4.1.8改訂)

ポスター掲示の例

令和3年11月15日より

面会制限中

入院患者さまとの面会禁止を解除して
下記の条件で面会制限しています

ただし病院からの要請や、特別な理由により
許可された場合はのぞきます。

面会時の注意点

- ①面会は**家族のみ1日1名、15分以内**
- ②できるだけ**ワクチンを2回接種**している方が面会してください
- ③面会時間 **14:00~17:00**
- ④以下に該当する方は面会をお断りいたします
 - ・県外から来られた方
 - ・小学生以下
 - ・発熱・風邪症状など体調不良のある方
- ⑤面会時はスタッフステーションに声をかけていただき、面会者名簿に記入していただきます
- ⑥面会時は**手指消毒とマスク着用が必須**です
感染拡大防止のため、ご協力をお願いいたします。

済生会今治病院 病院長

全館面会禁止 のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため
2020年11月27日より当面の間

全館の面会を禁止

させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

面会全面禁止

新型コロナウイルス感染症から入院患者さんを守るのと同時に、病院の機能を維持するため、**面会を禁止**しています。

- 1 主治医など病院からの要請があって来院された方以外の面会はお断りしております。
 - ・面会は、予め指定された方・時間のみ可能です。
 - ・外来フロアなどでの面会もできません。
 - ・検温、体調確認、県外滞在歴の確認、手指消毒、咳エチケットにご協力ください。また、**不織布マスクを必ず着用**してください。
 - ・発熱や咳等呼吸器症状のある方、2週間以内に感染拡大地域に行った方や感染拡大地域から来た方は面会できません。
- 2 患者さんの療養に必要な物を届ける場合は、各病棟階のエレベータホールでお預かりします。
 - ・洗濯物など患者さんからご家族への届け物もエレベータホールでお渡します(患者さんの準備の状況によりお待ちいただく場合があります。)
 - ・お荷物の受付・引渡し時間は、原則、平日の8:30~17:00です。
 - ・貴重品や生ものはお預かりできません。
- 3 手術や検査の付添いが必要なご家族には、個別に病棟担当者からご連絡いたします。

※病院からの要請等のため来院された際は、各病棟階エレベータホールのインターホンでスタッフにお知らせください。

面会制限時の 面会方法の例

アクリル板などで仕切られた空間での対面での面会

1) 条件

- ・ 家族のみ1組2人まで、15分以内
- ・ 月曜日～日曜日の面会時間に1日5枠まで
- ・ 予約制（電話）

2) 面会までの手順

- ・ 受付で手指消毒とマスク装着を確認。検温と下記の問診票による問診を実施し健康状態を確認して面会許可。
- ・ 面会室入室前に再度手指消毒

新型コロナウイルス感染症に関する問診票

	質問	答え	
1	2週間以内に、新型コロナウイルス感染症発症者、または疑わしい症状がある人と一緒にいた	はい	いいえ
2	2週間以内に、国外、都内外に関わらず、3密（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集する場所、家族以外での近距離での会話）の機会があった	はい	いいえ
3	37.0度以上である 来院時の体温（ ℃）	はい	いいえ
4	風邪のような症状（だるさ・喉の痛み・咳・痰・くしゃみが出る）がある	はい	いいえ
5	味覚・臭覚が鈍い	はい	いいえ
6	吐き気・嘔吐・下痢・腹痛などの消化器症状がある	はい	いいえ

上記の項目に1つでもあてはまる（「はい」と回答の）場合、面会は出来かねますのでご了承ください。

3) 面会の工夫

- ・ アクリル板で仕切った面会室で面会を行う。

〈面会室〉



※ 面会時は常にマスクを着用し、飲食は禁止
常時換気する。

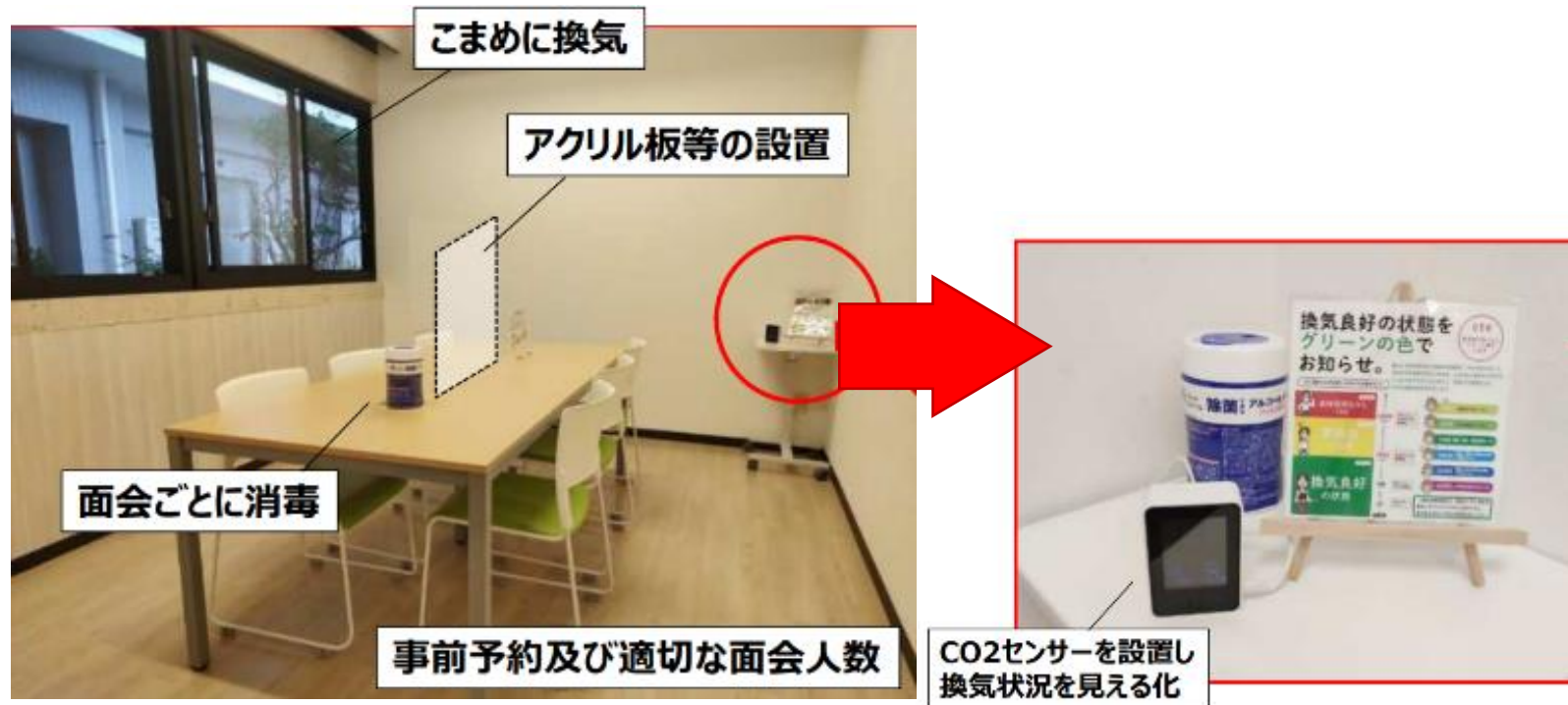
世田谷記念病院提供

院内感染対策に留意した面会の事例より抜粋

面会制限時の
面会方法の例

アクリル板などで仕切られた空間での対面での面会

高齢者施設における面会室の例



面会制限時の 面会方法の例

ワクチン接種状況などを参考とした対面での面会

〈ワクチン接種歴を参考とする例〉

1) 条件

- ・成人の近親者または同居人1名のみ、15分程度、予約不要
- ・原則として新型コロナウイルスワクチンを2回接種し、2回目接種後2週間以上経過していること。
- ・面会場所：個室、リカバリールーム、患者ロビー
※大部屋患者は患者ロビーでのみ面会可能

2) 面会までの手順

- 玄関**
 - ・手指消毒・検温・マスク装着を確認
 - ・面会者カード（右画像）を記入してもらう。
- 総合案内
or
警備室^{※2}**
 - ・面会者カードに沿って新型コロナワクチン接種歴を確認^{※1}
 - ・面会受付証を面会者に渡す。
- 病棟**
 - ・面会者から面会受付証を受け取る。再度検温
 - ・面会チェックシート（右画像）で体調・コロナ患者等との接触歴・3密環境への立ち入りを確認して面会可否判断
- 面会**
 - ・病院立入許可証とチェックシートは感染制御部で保管
 - ・面会者から陽性者が出た場合等の接触者リストアップに利用
- 感染制御部**
 - ※1) 接種記録書の確認が望ましいが自己申告でも可としている
 - ※2) 休日や夜間帯は警備室

3) 面会の工夫

○面会者カード

（記入時に氏名、続柄、病棟、ワクチン接種歴、体温を確認）
面会者カード

受付日時	月 日	午前・午後	時 分	受付
患者氏名	面会者氏名(代表者)		続 柄	面会者数
	家族 親戚 その他()			人
面会者住所	本 籍		別 居	
	都 道 府 県	市 町 村	番 地(郵便番号)	番 号
〒	〒	〒	〒	〒
〒	〒	〒	〒	〒
新型コロナウイルス接種	有 ()	追加接種	有 ()	無 ()
体温				

○面会時チェックシート

（1項目でも「はい」が有る場合は面会できない）

1) 過去10日以内に37.5℃以上の発熱がありましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2) 過去10日以内にのどの痛み、鼻水、咳のいずれかがありましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3) 過去10日以内に急に匂いや味がわからなくなったり、症状はありますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4) 現在、新型コロナウイルス感染症の検査結果をまつている、または、診断されている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5) 過去14日以内に新型コロナウイルス感染者と接触しましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6) 発熱や呼吸器症状のある方や、インフルエンザなどの診断を受けている方と接触しましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7) 14日以内に県内・外に問わず、3密の機会がありましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離でのマスクなしでの密接な会話）		
8) 14日以内に海外渡航、海外居住していましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

聖マリアンナ医科大学病院提供

院内感染対策に留意した面会の事例より抜粋

面会制限時の 面会方法の例

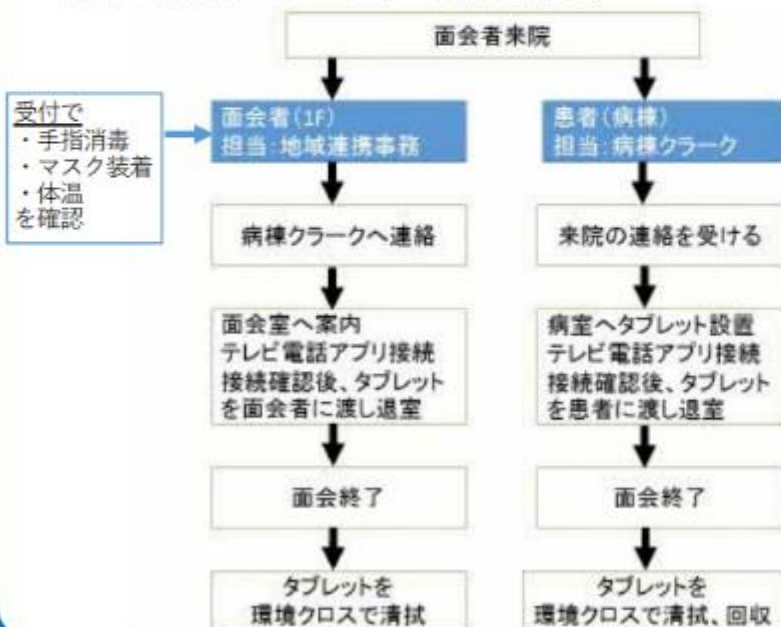
タブレット端末を使用した面会

1) 条件

- ・スマートフォン等を持たず自己の端末でオンライン面会ができない患者の面会者が対象
- ・1組2人まで、15分以内、平日1日4枠まで（電話予約）

2) 面会までの手順

- ・面会者が直接来院し、院内の面会室の端末から患者の端末と接続してオンライン面会を行う。



3) 面会の工夫

<面会のイメージ>



- ・面会時は常にマスクを着用し、飲食は禁止
- ・タブレット端末は使用毎に消毒清拭を行う。
- ・面会室は常時開放換気とする。
- ・面会中は職員は病室・面会室から退室しプライバシーに配慮する。

南奈良総合医療センター提供

院内感染対策に留意した面会の事例より抜粋

発生時の面会制限

- ① 新型コロナウイルス感染症が入所者・利用者で発生した場合、面会についての方針を施設内で決定する
- ② 面会に関する方針（決定事項）を入所者や利用者、家族に説明する
- ③ ポスターやホームページに面会についての方針を掲載できるように準備する
- ④ 面会中止とした場合、入所者や利用者、家族へ病状説明や施設内の感染対策状況等の情報提供および代替方法を検討し実施する（遠隔システムの活用など）



平常時の入館者管理

- ① 平常時より入館者管理について施設内で対応を決定しておく
- ② 入館者管理を必要とする対象者
 - 面会者
 - 常駐外部委託業者
 - 配送業者など一時的に入館する業者など



面会者の入館者管理

- ① 面会者については新型コロナウイルス感染症流行状況により面会時間・1日の面会者数などを決定する
(詳細は「参考：愛媛県感染対策警戒レベル」を参照)
- ② 面会時に面会者チェックシートなどを記入してもらう



参考

面会チェックシート例

面会チェックシート（例）

入居者氏名			
受付時間	令和	年	月 日 時 分
退出時間	令和	年	月 日 時 分
面会者の情報			
氏名			
住所			
電話番号			
体温	度		
PCR検査	<input type="checkbox"/> 陰性証明（PCR検査（検体採取日+3日））		
質問事項	回答		
① 感染症が疑われる症状（のどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等）がありますか。	はい	いいえ	
② 濃厚接触者ですか。	はい	いいえ	
③ 同居家族に発熱等感染症が疑われる症状がありますか。	はい	いいえ	
④ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がありますか。	はい	いいえ	
⑤ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がありますか。	はい	いいえ	
⑥ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がありますか。	はい	いいえ	

【依頼事項（施設担当者が実施後チェック）】

- 連絡のお願いの書面（面会后一定期間（少なくとも2日）以内に発症又は感染した場合の施設への連絡依頼）を手交した。



常駐外部委託業者
配送業者などへの
入館者管理

- ① 常駐外部委託業者は施設内職員と同様の感染対策実施を依頼する
(出勤前の体温測定、県外移動に関する制限など)
- ② 配送業者など一時的に入館する業者は新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて必要であれば入館者表の記入を依頼する
- ③ 新型コロナウイルス感染症が陽性となった場合、濃厚接触者になった場合は速やかに連絡してもらうよう依頼する

入館者記入表例

日付：令和 年 月 日

入館者氏名 _____

会社名 _____

連絡先 _____

以下の内容の該当項目にチェックをお願いします。

	はい	いいえ
①37 度以上の発熱または平熱より 0.5 度以上高い発熱や風邪症状がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③味覚・嗅覚に異常がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④14 日以内に海外への渡航歴がある。または家族や親しい人に海外から帰国した人がいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤14 日以内に県外への移動歴がある。または家族や親しい人に県外に行った	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

発生時の入館者管理

- ① 面会者については「発生時の面会制限」を参照
- ② 常駐外部委託業者については、発生施設と外部委託業者で下記内容を協議する
 - 継続して委託業務内容が行えるか否か
 - 出来ない場合の代替案の検討
例：不潔リネンの受け渡し方法、清掃範囲の決定
- ③ 配送業者など一時的に入館する業者については下記を検討する
 - 入館の必要性の有無
 - 入館の必要性がある場合は、対応を検討
例：検温・チェックシート記入強化、入口での荷物の受け渡しなど

1. 平常時から県内の新型コロナウイルス感染症流行状況に関する情報を収集する
2. 流行状況に応じた面会制限・入館者管理を実施し、入所者・利用者や職員を新型コロナウイルスから守る
3. 新型コロナウイルス感染症発生時には面会者・入館者への情報提供を行い、面会や入館に関する施設の対応に対して理解を得る

愛媛県感染対策警戒レベルに応じた面会制限・入館管理

	感染縮小期	感染警戒期	感染警戒期 (特別期間)	感染対策期
高齢者施設の面会 <small>令和2年8月愛媛県からの要請参照</small>	感染対策を徹底的 うえで面会可	自粛を要請		原則禁止
全期間に必要な 基本的な感染対策	面会チェックシート活用、手指衛生、マスク着用、面会に際しては談話室などを活用 飲食禁止 予約制が望ましい			
面会手段	対面面会 スクリーン面会 タブレット面会	スクリーン面会 タブレット面会	面会禁止を検討	面会禁止
荷物受け渡し		玄関での受け渡し を検討		玄関での受け渡し
常駐委託業者	施設職員と同様に対応することが望ましい			
外部委託業者	通常出入り	委託業務内容把握	委託業務内容代替 もしくは搬入経路 検討	

面会時にはPCRでの陰性証明必要・発生状況を踏まえ施設長が判断する

以下のポスターをワード形式やパワーポイント形式で資料として配布

- ① 面会制限ポスター
- ② 玄関前体温測定依頼ポスター
- ③ 面会禁止ポスター
- ④ 面会者入館時チェックリスト

公益社団法人愛媛県看護協会ホームページ
<https://www.nursing-ehime.or.jp/>



引用・参考文献

- 1.愛媛県感染症情報センターHP
- 2.別添 事例集掲載版 令和3年11月24日
- 3.高齢者施設における面会実施方法について
令和3年12月22日
- 4.日本看護協会 新型コロナウイルス感染症
感染予防・管理のための活用ツール
中小規模病院用・高齢者福祉施設用
5. 愛媛県高齢者施設面会モデル
令和4年1月8日改訂